

四国中央市共催等の取扱いに関する要綱

平成 29 年 3 月 27 日

告示第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が共催等を行う場合における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が民間団体等の実施する事業の企画運営に参画し、当該事業を共同で開催することをいう。
- (2) 後援 市が民間団体等の実施する事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施を支援することをいう。
- (3) 協賛 市が民間団体等の実施する事業の趣旨に賛同することをいう。
- (4) 共催等 共催、後援又は協賛をいう。

(対象事業の主催者)

第 3 条 共催等の対象となる事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国、地方公共団体等行政機関
- (2) 社会教育関係団体、学校教育関係団体、福祉関係団体、医療関係団体その他これらに準ずると認められる団体
- (3) 報道機関等公共性を有する団体
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(対象事業)

第 4 条 共催等の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、市長が必要と認めた場合を除き、入場料その他これに類するものを徴して実施する事業は、対象としない。

- (1) 市の振興に寄与する事業
- (2) 教育、学術、文化、スポーツ、地域振興その他の市民福祉の増進に寄与する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、若しくは反対する意図があると認められる事業又は宗教的若しくは政治的色彩を有していると認められる事業
- (3) 専ら営利又は宣伝が目的と認められる事業
- (4) 共催等を行うことにより第三者に直接的かつ間接的に重大な利害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事業
- (5) 市の都市宣言等各種施策等の方針に沿わないと認められる事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

(補助等)

第5条 市長は、共催等を行う事業に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める補助等を予算の範囲内で行うことができる。

- (1) 共催を行う場合 当該事業に要する費用の一部補助
- (2) 後援を行う場合 市名義の使用又は市名義の使用及び市が管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する施設を含む。）の使用に係る使用料の減免措置（当該施設に係る関係条例により行うものに限る。）
- (3) 協賛を行う場合 市名義の使用

2 前項第2号及び第3号の市名義の使用期間は、次条の承認の決定があった日から当該事業が終了する日までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(共催等の承認申請)

第6条 共催等を受けようとするものは、当該事業を実施しようとする日の1月前までに、共催等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 団体調査票（様式第2号）
- (2) 予算書（様式第3号）
- (3) 事業の内容が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認の基準)

第7条 市長は、前条の規定による申請の内容が、第4条に規定するもののほか、次に掲げる要件に該当すると認めるときでなければ、前条の承認をしないものとする。

- (1) 事業の実施計画等が適正であり、公衆衛生、災害防止、安全等について十分な措置が講じられていること。
- (2) 主催者の存在が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分あり、客観的にその実施が可能と認められること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め指示する措置が講じられていること。

(承認決定通知等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、共催等を承認することが適当と決定したときは必要な条件を付して共催等承認決定通知書（様式第4号）により、承認することが不適当と決定したときは共催等不承認決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 前条の規定による共催等の承認決定通知を受けた主催者（以下「共催等主催者」という。）は、共催等の承認を受けた事業（以下「共催等事業」という。）の内容について変更しようとするときは、あらかじめ共催等変更承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、共催等事業の変更の可否を決定したときは、共催等変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業等の中止の届出）

第10条 共催等主催者は、共催等事業を中止しようとするときは、あらかじめ共催等事業中止届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（事業報告）

第11条 共催等主催者は、共催等事業完了後、速やかに、実施報告書（様式第9号）に収支決算書（様式第10号）を添えて、市長に報告しなければならない。

（共催等の取消し）

第12条 市長は、共催等主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な申請により承認を受けたとき。
- (2) 共催等事業の実施に際し、関係法令等又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 第8条の条件に従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により共催等の承認を取り消したことにより共催等主催者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（その他）

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（四国中央市事業後援等に係る取扱要綱の廃止）

2 四国中央市事業後援等に係る取扱要綱（平成16年四国中央市告示第28号）は、廃止する。

（適用区分）

3 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に第6条の規定による申請を行うものについて適用し、同日前に前項の規定による廃止前の四国中央市事業後援等に係る取扱要綱第8条の規定による申請を行ったものについては、なお従前の例による。

共催等承認申請書

1 申請者

申請年月日 年 月 日

住所 団体名（フリガナ） 代表者氏名（フリガナ）	〒 ④
担当者氏名（フリガナ） 連絡先電話番号 メールアドレス	
過去の共催等申請の有無	有・無（有の場合は、申請年度及び内容を記載すること。）

2 申請内容

申請先	
事業名	
開催場所	
開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
主 催	
共催を予定している団体	
後援を予定している団体	
協賛を予定している団体	
趣旨・目的	
事業内容	
参加人数	
参加対象	
希望する共催等の種別	共催 後援 協賛
備考	

注 団体調査票、予算書、事業の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添付すること。

団体調査票

年 月 日現在

団体名					
設立年月日					
事務所	住所		電話番号		
代表者	氏名 住所		電話番号		
団体の活動目的					
規約又は会則	有 ・ 無				
全国・県及び他の組織との関連					
役員構成	役職名	氏 名	年 齢	職 業	住 所
会員数	人				
現在までの主な活動状況又は事業実施状況					

注 規約又は会則がある場合は、その写しを添付すること。

予算書

(単位：円)

	科 目	予 算 額	明 細
収 入			
		計	円
支 出			
		計	円

収支残額の使途 (詳細に記入してください。)

共催等承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

決定者



年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり承認することと決定したので、通知します。

共催等の種別	共催 後援 協賛
事業の名称	
承認の期間	年 月 日～ 年 月 日
承認の条件等	
備考	

共催等不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

決定者



年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり不承認と決定したので、通知します。

事業の名称	
希望する共催等の種別	共催 後援 協賛
不承認の理由	
備考	

共催等変更承認申請書

年 月 日

様

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号により承認を受けた共催等事業について、次のとおりその内容を変更したいので、申請します。

共催等事業の名称	
変更項目及び内容	
変更理由	
備考	

注 変更理由は、詳細に記入すること。

様式第7号（第9条関係）

共催等変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

決定者

印

年 月 日付けで申請のあった共催等事業の内容の変更については、次のとおり承認（不承認）と決定したので、通知します。

1 承認

共催等事業の名称	
承認の期間	年 月 日～ 年 月 日
承認の条件等	

2 不承認

共催等事業の名称	
不承認の理由	

様式第8号（第10条関係）

共催等事業中止届出書

年 月 日

様

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号により承認を受けた共催等事業について、次の
とおり中止したいので、届け出ます。

共催等事業の名称	
中止の理由	
備考	

様

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号により承認を受けた共催等事業について、次のとおりその実績を報告します。

共催等事業の名称	
共催等事業の目的	
共催等事業の期間	年 月 日～ 年 月 日
内容及び効果	
備考	

注 共催等事業に係る収支決算書を添付すること。

収支決算書

(単位：円)

	科 目	決 算 額	明 細
収 入			
	計	円	
支 出			
		計	円

収支残額の使途 (詳細に記入してください。)
